

第 40 回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 22 年 11 月 12 日（金） 10:30～12:15
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、野口委員、山本委員
4. 議事次第
 - (1) (独) 国立公文書館について
 - ① 平成 22 年度上半期業務執行状況
 - ② 平成 23 年度予算概算要求状況
 - (2) (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構について
 - ① 平成 22 年度上半期業務執行状況
 - ② 平成 23 年度予算概算要求状況
 - (3) (独) 北方領土問題対策協会について
 - ① 平成 22 年度上半期業務執行状況
 - ② 平成 22 年度上半期業務執行状況
 - (4) (独) 国民生活センターについて
 - ① 平成 22 年度上半期業務執行状況
 - ② 平成 23 年度予算概算要求状況
 - (5) 今後の予定等
 - ① 評価基準の現状について
 - ② 今後の予定等

5. 議 事

○大森委員長 それでは、ただいまから第 40 回の「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。

事務局に人事異動があったそうでして、課長さんが交代でございます。池永さんから一言ごあいさつをお願いします。

○池永政策評価広報課長 9 月 1 日付で政策評価広報課長を拝命しました池永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

独立行政法人については、その在り方が問われていて、従来以上に評価の重要性が高まっていま

す。委員の皆様方にはお忙しい中御尽力いただきまして、心から御礼申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日は定足数を満たしておりますので、早速議事に入らせていただきます。間もなく大河内先生はお見えくださると思います。

本日は各法人の上半期の業務執行状況と平成 23 年度予算の概算要求状況について報告を受けるということでございます。それから、この前にちょっと議論になったんですけども、各独法の評価基準につきまして、現在どうなっているかということをお今日は事務局から御報告いただきまして、今後どうするかということをお相談いたしたいと思っております。

それでは、最初は国立公文書館からお願いいたします。

(独立行政法人国立公文書館関係者入室)

○高山公文書館長 おはようございます。国立公文書館館長を拝命しております高山でございます。

委員の先生方には御多忙の中、また早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今、委員長からお話があったように、本日は国立公文書館の現在の業務状況について御報告を申し上げたいと考えておりますが、御案内のように公文書管理法の施行が来年 4 月と見込まれておりまして、現在、当館におきましては、全館を挙げまして施行準備に一丸となって取り組んでいるという状況でございます。しかし、その準備作業を通じまして、痛感しておりますことが 1 つございます。それは御案内のように当館が非常に小規模で組織的に弱体であるということをお、我々は日常のように痛感をしておりまして、現在、必要最小限の組織整備についても予算のお願いをしているところでございます。

そういう体制の中で、準備に遺漏のないように取り組んでおりますが、各業務の内容につきましては、これから各担当から御報告を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いしたいということをお申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 恐縮ですが、簡潔に併せて申し上げます。

○舟久保公文書館次長 公文書館の次長の舟久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上半期の業務執行状況につきまして、主なものを御報告いたします。

お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思っております。右側の執行状況の欄でございます。

まず 1 の業務の質の向上に関する取組みでございます。

(1) の体制整備につきましては、今年 4 月に 9 名の公文書専門員を採用いたしまして、昨年採用いたしました 11 名とともに公文書管理法等の施行に向けまして、その準備作業を進めているところでございます。また、来年度の概算要求に当たりましては、常勤職員 10 名の増員をお願いしているところでございます。

(2) 歴史公文書等の移管等に向けた行政文書の管理についてでございます。

i) でございますが、内閣府におきまして、行政文書管理規則や利用等規則のガイドラインを作成するに際しまして、専門機関としての立場からそのお手伝いをさせていただいたところでござい

ます。また、各行政機関や独法等が文書の移管か廃棄かを判断するに際しまして必要な情報を提供できますように、より詳細な移管基準を作成すべく検討を進めているところでございます。

恐縮でございますが、3ページでございます。上の②の保存のための取組みでございます。

i) 電子公文書等の移管・保存のシステムにつきましては、来年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けまして、今年度はそのためのシステムを構築することとしております。現在システムの設計・開発事業者の選定を行いまして、順調に構築作業が行われているところでございます。

その下のii) 紙媒体の歴史公文書等の保存方法の検討についてでございます。現在、有識者会議を設けまして検討を進めているところでございます。その結果を踏まえまして、来年早々には館としての結論を出したいと考えているところでございます。

iii) の公文書の受け入れでございます。上半期には21年度の移管計画に基づきまして、約3万1,000冊を受け入れました。1年以内に公開することを目標といたしまして、現在くん蒸や目録作成などの作業を行っているところでございます。

4ページでございます。③利用のための取組みについてでございます。

i) 館の利用等規則につきましては、ガイドラインを踏まえまして、その素案を作成したところでございます。

5ページでございます。一番上のv) 展示会の開催についてでございます。昨年に引き続きまして、旗本御家人をテーマにそのパートⅡとして、春の特別展を4月に開催いたしました。約1万人の方々にご覧いただいております。また、夏には本館、つくば分館におきまして、それぞれ企画展を実施したところでございます。

vi) インターネットを通じまして、目録の検索やデジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブでございます。この4月にリニューアルいたしまして、現在、約900万コマ、冊数にいたしまして8万5,000冊程度になりますが、デジタル画像で所蔵資料を見ることができるようになってございます。更にもその充実を図るために、現在、約130万コマにつきまして、作成作業を行っているところでございます。

6ページでございます。下の方の④の地方や関係機関等との連携のための取組みでございます。

i) デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書につきましては、要請のありました地方の公文書館等に対しまして、館が作成いたしましたシステムの標準仕様書の説明会を順次行っているところでございます。また、国際アーカイブズの日記念講演会、館長会議、アーカイブズ関係機関協議会などの場を活用いたしまして、積極的に情報提供、意見交換などを行いまして、関係機関等との連携協力を努めたところでございます。

7ページでございます。下の方の⑤の国際的な公文書館活動への参加・貢献でございます。

ページをめくっていただいて、最初のポツのところでございますけれども、国際公文書館会議の東アジア地域支部の総会等を来年11月中旬に東京において開催することが決定されております。現在その準備作業を進めているところでございます。また、国際公文書館円卓会議などの国際会議への参加や外国の公文書館等との交流などに努めたところでございます。

9ページでございます。下の方の(4)の研修等でございます。公文書館等の職員を対象とする

もの、国の文書管理担当職員等を対象とする研修をそれぞれ計画どおり実施しておりまして、現在、受講者数は年度目標といたしました150名を大幅に超えて、既に200名近くとなっております。また、公文書管理法の施行を踏まえまして、研修内容のさらなる充実を図るべく23年度以降の研修の在り方について検討を進めているところでございます。

11ページになります。v)でございます。講師の派遣についてでございます。人事院主催の初任者研修を始めといたしまして、23件の研修会、講演会等に役職員を派遣したところでございます。また、下半期におきまして、既に予定されているもので20件近くとなっております。

13ページでございます。一番上のアジア歴史資料センターのデータベースの構築でございます。

①のii)のところでございますが、年度計画におきまして、22年度中に2,246万画像を公開することとしております。上半期の9月末までに既に2,090万画像を公開しておりまして、下半期には残り156万画像の公開に向けまして、現在、作業を進めているところでございます。また、効果的な広報の在り方について検討を進める一方、内外の高校、大学や研究機関等におきまして、セミナーやデモなどを行いまして、センターの利活用の推進に努めたところでございます。

15ページでございます。2の業務運営の効率化への取組みでございます。

(1)の既存事務・事業の見直しでございますが、全館的に業務内容を点検いたしまして、アジア歴史事務所の賃貸料の縮減など合理化、効率化を図ることによって、経費の縮減が可能なものにつきまして23年度の概算要求に反映させたところでございます。

16ページでございます。(6)の業務システムの最適化につきましては「また」以下のところでございますが、アジア歴の情報提供システムが来年9月いっぱいリース期間が切れることになっております。そのため次期システムの導入に向けまして、仕様書を作成するなど必要な調達手続を進めているところでございます。

以上、簡単ですが、上半期の業務執行状況でございます。

○上野公文書館総務課長 引き続きまして、国立公文書館の平成23年度の概算要求につきまして、簡単に御説明したいと思います。

公文書館総務課長をしております上野と申します。よろしくお願いたします。

資料2をご覧くださいと思います。

1ページ目でございます。

そこに予算の大枠を書いておりますが、公文書館の予算につきましては、大きく分けて2つございます。1つ目が運営費交付金というもの、下から5～6行目辺りのもう一つの方が独立行政法人国立公文書館施設整備費補助金というものでございます。

まず上の運営費交付金の方でございます。通常は減額が原則とされた今年度の要求でございますが、先ほど来説明していますとおり、来年度から公文書管理法が施行になるため、当館としましては4.7%の増額で運営費交付金の予算を概算要求してございます。

下の施設整備費補助金でございます。これは今年度から始まっております耐震工事のための経費、3年間でやるものでございますが、その2年目ということでの要求をさせていただいてございます。

一番下にありますとおり、概算要求額は25億円ほど、運営費交付金と施設整備費を合わせまし

てトータル 10%の増ということで要求をお願いしてございます。

2 ページ目をご覧いただきたいと思います。

上の表は収入と支出を分けたものでございます。先ほど 10%増と言いましたが、どのようなものに主に増額要求しているかということを書いております。7項目ほど新規要求してございます。

移管及び保管のための経費ということで、中間書庫実施経費でございます。これは公文書管理法に伴いまして、当館に新たに課せられた中間書庫実施業務のために必要な経費でございます。

2 番目は利用者の利便性向上のための経費ということで、利用請求に対する写しの交付に係る複製物作成等経費でございます。これも公文書管理法によりまして、利用請求に対する写しの交付が当館の業務になるということで、新たに計上しているものでございます。

その下は電子媒体による公文書等の管理・移管・保存・利用システムの運用経費ということでございますが、今年度システム設計を行いまして、来年度から本格運用ということで、その運用経費をお願いしておりますものでございます。

3 番目は国際公文書活動への参加・貢献経費でございます。先ほど業務の中で説明がありましたとおり、国際公文書館会議東アジア地域支部（E A S T I C A）第 10 回総会を来年東京で開催することが決定しておりますので、そのための経費をお願いしてございます。

4 番目はアジア歴史資料情報提供事業費でございます。これは来年システムを更新する時期に当たっているということで、アジ歴のシステムの構築等の経費をお願いするものでございます。

5 番目は一般管理費でございます。アジ歴等事務所移転によります効率化のために、その移転のための経費をお願いしておりますものでございます。それから、定員増に伴う経費とございますが、これは 6 番目の国立公文書館の体制整備の充実、増員要求ということで 10 名の定員をお願いしておりますが、それに伴う経費でございます。

6 番目は増員要求のための人件費でございます。

7 番目は公共施設の安全確保に必要な経費ということで、先ほど来説明しています耐震改修工事に必要な経費ということで、トータル 10%ほど、2 億 3,000 万ほどの増額要求ということでお願いしておりますものでございます。

おおむね以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

御報告がございました。何か御質問等はございますでしょうか。どうぞ。

○中野目委員 ただいまの 2 つの御説明で、体制整備ということで増員要求なんですけれども、私も分科会などではかねがねお願い申し上げてもいたのですが、一方で全体として定員の削減ということはあるにせよ、最初に館長からありましたように、公文書管理法という新しい体制が来年から施行されるということで、体制の強化ということは必要だと思うんですけれども、今の御説明は専門職員と考えてよろしいのでしょうか。

それから、この段階ではありますけれども、感触といいますか、どんなふうなのか。昨年の例もございますので、そのような轍を踏まれることはないと思うのですが、差し支えない範囲で感触な

どについても御説明いただければありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大森委員長 それでは、お願いしましょう。

○上野公文書館総務課長 増員要求しておりますのは、公文書の専門職的なもので 10 名ほど要求させていただきます。

それから、まだはっきりした感触というのはよくわからないというのが実態でございまして、折衝中という形でございます。

全体の予算が厳しいものですから、なかなか厳しいところはあるかと思いますが、そこは頑張っていきたいと思っております。

○大森委員長 この予算要求は内閣府の枠の中で調整をするようにと言われるのですか。要するに他を削って純増なしで、急に必要なら内閣府全体で調整してこいと財務省から言われるのですか。

○武川政策評価審議官 この場合は国家公務員の定数とはまた別で独法でございまして、特に内閣府の中の増減ということはないのですけれども、ただ、政府全体の総人件費の削減というのがございまして、その枠では対象内でございます。要求時点から定員で要求していいのかどうかという話も結構プレッシャーがあったのですけれども、とりあえず要求時点ではきちんと定員で内閣府から財務省へ要求しているという状況でございます。

11 月の半ばでございまして、昔ですと何となく予算作成のプロセスとして先に定員を決めて、年末に大枠が決まってくるのですけれども、補正予算案が出されたこともございまして、定員だけではなくて子ども手当などの予算も固まってきていませんで、今のところ感触というか財務省から反応がない状況でございます。鋭意要求したいと思っております。

○大森委員長 これは新しい法律を執行しなければいけませんから、もしそれがきちっとできないということになると、計画そのものの執行に影響が及んでいきますので、公文書館の皆さんに御苦勞があり得るのでちょっとお聞きしました。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○遠藤委員 ちょっと教えていただきたいことがあるのですけれども、最初の業務執行状況の 6 ページの右側の④のところに書いてありますデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書について普及・啓発を図るため云々と書いてありますが、私は電子行政に関連していろんなことを行っているものですから、ちょっと教えていただきたいんですけれども、地方の方は国立公文書館が作られたシステムを利用するというだけではなくて、彼らがお持ちのいろんな公文書を皆さんが開発されたシステムを利用して、そこにまたため込んでいくということも行われるわけですね。

○高山公文書館長 はい。

○遠藤委員 これは全部 1 つのシステムで行われるのですか。

○高山公文書館長 はい。

○遠藤委員 これは珍しい例ですね。大抵みんな勝手に行う例が多いのですけれどもね。

○高山公文書館長 それは当館の方で標準化の枠をきちっと決めておりまして、それに則って各自治体の方で御入力をいただくということになっております。

○遠藤委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○大森委員長 それでは、以上とさせていただきます。御苦勞様でした。引き続きよろしくお願ひいたします。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○大森委員長 それでは、引き続きまして、沖縄機構の上半期の執行状況と 23 年度の概算要求について、恐縮ですけれども、簡潔に御報告いただきます。よろしくお願ひします。

○高野沖縄機構事務局長 沖縄科学技術研究基盤整備機構事務局長の高野と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

本来でしたら、理事のバックマンが参上いたしまして、御説明を申し上げるべきところですが、代表研究者のリクルート及び海外からの外部資金の獲得の努力の一環として、現在、外国出張中ですので、代わって私から説明を申し上げさせていただきます。

資料は資料 3 になります。

本機構にとって本年上半期の最も大きな出来事は、恩納村内に完成いたしました新キャンパスの第 1 研究棟や中央棟へ移転をしたことになると思います。移転はゴールデンウィークの前後にわたり、まずは研究ユニットが先行し、次いで事務局が移転し、活動を展開しております。ユニットにもよりますけれども、恐らく 2～3 か月間の活動停止期間を余儀なくされた状況にありますが、そのダウンタイムにもかかわらず、研究者の研究活動及び研究者のリクルート活動、その他研究教育の準備のための活動について順調に進めることができた、業務を展開することができたと基本的に考えています。

項目 1 ですけれども、4 月 1 日から 10 月 1 日の間に、代表研究者を 23 名から 27 名に増員し活動を展開してきています。それから、恩納キャンパスに移転するまでの研究拠点であったうるま市内の施設についても引き続き維持をしております、これについてはむしろ沖縄県や琉球大学との共同研究の拠点として現在活用している状況です。

項目 3 ですが、内外との研究機関の共同研究についても、その表にあるとおり、順調に推移をしてきています。研究者の協力、連携を促進するとともに、競争力のある研究活動を効率的に推進していくという観点から、新キャンパスの研究棟については、研究者間の交流が容易にできるようなデザインを意図的に採用していますけれども、加えて、新キャンパスへの移転を契機にすべての研究機器についての共有化、共通化を進めています。共通機器、共用機器、個々のユニットが使うという専用機器、こういうカテゴリー分類を行い、すべての研究機器についての分類を終え、大きな研究機器につきましては、できるだけ効率的に共通利用化を図るということを、新キャンパスへの移転を契機に決定し進めてきています。

項目 4 ですが、研究者の採用については先ほど申し上げたとおりですが、上半期においては着任ベースで新たに 5 人の主任研究者が着任しております。更に今年度中には、目標として 14 名から 15 名程度の新たな代表研究者の採用、内定を進めようということで、目下リクルート活動に邁進しているところです。

項目 5 ですけれども、そうした中で、人事グループの中の採用厚生担当においては、新たに着任

する代表研究者等の着任時の生活支援を強化することに努めてまいりました。

項目 6 ですけれども、ダウンタイムはありましたが、今年度上半期の論文数は、暫定値ですけれども、約 46 件となっています。昨年度 1 年間の実績数が約 50 でしたので、研究活動の 1 つの指標である公表された論文数も、順調に伸びてきていると考えています。

項目 7 は、外国を含む諸大学との学術連携協定ですが、昨年度は 3 件でしたが、更に締結をいたしまして、現在、協定数は 7 件になっています。協定に基づいてドクターコースの大学院生の受入れが 7 名になっておりまして、加えまして連携協定ではなく、機構独自の措置によります短期準研究員制度というものを設けておりまして、それによる博士課程の大学院生の受入れも進めております。これが 15 名ほどで、協定ベースのものよりむしろ多くなっています。

項目 8 です。引き続きワークショップセミナーについては、きちんと開催を進めています。

項目 9 ですけれども、大学院大学の設置の準備というのが機構の最大ミッションですが、それに関しては、本年 7 月 8 日の設立委員会において、次期学長予定者ということで決定がなされ公表がされております。学長予定者として決定されましたのは、スタンフォード大学の線形加速器センター、SLAC の所長を長年務めましたジョナサン・ドーファン博士です。関係のプレスリリースを添付資料 1 として付けています。

項目 10 です。大学院大学の発足を目指して、設置認可申請に着実に取り組んできたところです。言わば将来の教授陣を代表する組織としての「ファカルティ・カウンシル」、また事務機構の一部としましては「学務部」を整備し、この 2 つを車の両輪として、設置認可等の書類の整備、作成、精査を進めきております。引き続き規程類の準備を進め、滞りなく大学設置等の認可申請を行いたいと考えております。

それに関係いたしまして、10 月 8 日に設立委員会を開きましたが、その際におけるプレスリリースとして、その時点までにおける大学院の構想の詰め具合を簡潔に要約した文章を添付資料 2 として配っております。

なお、同時に、大学というのは一方で教員、一方で学生、両方の要素で初めて成り立つものだと思いますけれども、最優秀の研究者を獲得するとともに世界のトップレベルの学生を獲得していくということに関連して、設立委員から声明文が出されております。世界の最高水準の大学が提供しているようなものに匹敵する水準の学生への支援パッケージを是非とも考えるべきである。これが必要であるということを設立委員の声明文として機構としても受け取ってございます。これが添付資料 3 です。

項目 11 です。外部への発信ということも非常に大切であるということで、ウェブサイトのデザインを一新し、各種の情報を積極的に提供しよう、発信しようということで進めてきております。

項目 12 は、管理運営業務です。ERP と申しますが、コンピュータに基づく統合業務システムを導入していく。これを大学院大学の発足に向けて整備し導入をしていきたいと思っております、その一環として、着任する職員への適切な支援などの人事関係の手続あるいは出張手続、給与計算といったものを中心に先行的な取組みを進めてきています。

項目 13 の予算の適正かつ効率的な執行という意味では、毎月予算の執行状況をエグゼクティブ・

コミッティというものを開いております。エグゼクティブ・コミッティというのは、役員及び幹部職員による機構内部の定例的な役職員の会議ですが、そういった会議の場及び各部署に予算の執行状況を報告し、連絡をして、毎月の適切な予算執行の確保に努力してきております。

そういった中では、新キャンパスへの移転に伴いまして、光熱費というものの管理が1つ重要な項目になってきます。移転後、特に夏にかけて電力消費のピーク時になりますが、電力関係、光熱費関係の適切なコントロールに努めまして、試算ベースではありますが、約1割程度の節減を実現できたと考えています。

項目14は、入札・契約の適正化、調達事務の効率化です。随意契約の見直し計画につきましても、当初の計画目標を上回る方で見直しが進んでいるところです。さらにその下の方に書いてありますが、入札の改善として様々なことに取り組んできています。研究資材、試薬等について一括購入を行い、相当額のコスト削減を実施した。あるいは非常に高価な試薬につきましても、購入するとストックがたまり過ぎて無駄になってはいけないということがありますので、これは単価契約ベースで無駄がなく、しかも、安く購入するという心を掛けています。このようなことを着実に進めてきています。

項目15の給与水準の関係です。公表ベースのラスパイレス指数でいいますと、平成21年度から22年度は10ポイントの低下ということで、人件費の適正化の表れであると考えております。引き続き22年度4月上半期にもそこに書いてありますような取組みを実施しまして、給与水準適正化に努めているところです。

項目17です。先ほども少し出ましたけれども、内部の適正な事業執行の確保の取組みとしまして、エグゼクティブ・コミッティという幹部職員、役員における毎週の会合を開催していますが、毎月1回研究ユニットの代表者及び全管理職でマネージャーズ・コミッティというものを開催いたしまして、効率的な事務・事業のため、あるいは必要な意思疎通を確保するための会議を開催しているところです。

項目18は、監事業務の関係です。上半期におきましては、監事によって2回の定期監査が実施されまして、監査の所見が文書によって理事長に通知され、実施されてきているところです。

項目19の研究助成金の獲得、外部資金の獲得については、意識して努力をしてきています。国内の競争的資金、研究助成金の代表的なものとしては科研費がありますが、機構におきましては、研究者の過半数が外国出身者ということもあり、もともと英語での申請も可能にはなっていますが、各種の書類をつくるマニュアルとかガイドラインが必ずしも英語化されておりませんので、科研費の申請に当たっての支援業務を機構内で意識的に取り組んでいます。それから、海外の助成金について申請を容易にするためにデータベースを導入して研究者に提供し、積極的に外部資金の獲得を促す努力をしてきています。

項目20は、施設・設備に関する事項です。4月の組織改編で設置をした施設・建設部の下で鋭意進めてきているところです。当面の施設・設備につきましても、第2研究棟の建築工事があり、9月に契約し着工を進めているところです。また、続いて講堂についても契約を進め、これも間もなく着工の運びとなっています。

人事については先ほど述べましたので、項目 23、事務局体制の整備です。私が配置されました事務局長のポストも含め、以下、学務部長、総務の統括、施設・建設部長、ITの統括など事務局の重要な管理職のポストについて、順次今年度上半期において体制整備を図ってきたところです。

項目 25 です。沖縄における自立的な発展に資するという意味では、地域社会との連携が非常に大事になってきます。これまでに引き続き今年の上半期においては、そこに書いてありますとおり、ノーベル賞受賞者の運営委員や代表研究者による講演会、一般向けもあれば中高生向けといったものも含め開催をしてくれております。今年の新しい話としては、小学校の低学年生向けの「O I S T こどもかがく教室」というものを恩納村との共催でもって初めて実施いたしまして、大変好評を博しています。このように地域との連携というものも積極的に実施して、機構の業務展開を心がけているところがございます。

非常に駆け足でございましたが、状況説明は以上でございます。

○大森委員長 それでは、予算についてお願いします。

○中村沖繩振興局事業振興室長 それでは、沖繩振興局より予算の概算要求の説明をいたします。

資料 4 をごらんください。沖繩科学技術研究基盤整備機構につきましては、今も御報告がありましたけれども、来年 3 月に大学設置等に係る認可申請を行いまして、認可の取得を経て 23 年 11 月に学校法人に移行する。更に 24 年秋には開学を目指しているところであります。

概算要求におきましては、このような状況におきまして、法人移行や開学に向けて必要と考える予算を要求させていただいたところでありますが、その際、4 月に事業仕分けの対象になって、事業規模縮減といった指摘を受けたことなども踏まえまして、真に必要な経費というのがいかほどかということ厳しく精査したということでもあります。ちなみに、今週いわゆる再仕分けの対象というものが行政刷新会議で決定されましたけれども、その中にはこの機構は含まれていなかったところであります。

具体的な要求の内容であります。大きく分けて運営費の関係と施設整備の関係がありますが、まず運営費につきましては、年度の途中に、今、申し上げましたように、独立行政法人から学校法人ということで法人の形態が変わるということで、独法時の運営費交付金と学校法人移行後の運営費補助金というふうに分かれておりますが、必要な予算ということで両方を合算した形で提示をさせていただいております。

内訳も書いてありますけれども、全体として見ますと十数億円増ということになっていまして、主な理由としては教授に相当するような研究者の採用などを進めるということで、教育研究体制の拡充を引き続き進めておりますので、それに伴う増であります。ただ、一方で、いろいろな合理化努力を進めていく中で、私どもとしては抑制を図ったつもりであります。

次に施設整備費の関係ですが、これについては主なものとして外部の共同研究で来たような研究者との交流などを促進するための施設、認められればコラボレーションセンターと称して整備を進める予定ですけれども、この建設などに必要な経費ということで 10 億円の要求を出しております。ちなみに、本年度から第 3 研究棟というものの整備に従来は着手するというところで考えていたわけですけれども、これについては事業仕分けでの指摘ですとか予算執行上の問題があったことなどを

踏まえて、改めて計画の見直しを行いまして、当面来年度の予算要求では見送り、整備の先送りにしているところであります。

以上がいわゆる通常の要求枠組みの中のものですが、これに加えて、下に特枠（要望枠）と書いてありますが、来年度の予算要求において設けられております「元気な日本復活特別枠」におけるいわゆる政策コンテストの対象となる要望事項といたしまして、設備整備費の補助金 20 億円を要望しております。これは主に沖縄海洋環境研究プロジェクトと書いておりますけれども、沖縄近郊のサンゴ礁や海底熱水域など独特な海洋環境を対象とした研究を進めて、環境保全ですとか生物資源の利用といった両面から沖縄の振興に役立てていくというプロジェクトに活用するということが要望しておりますが、当然購入した設備については、このプロジェクトだけに使うわけではなくて、さまざまな研究に最大限活用してもらって、優秀な研究者を引きつける拠点となるために役立ててもらいたいと考えているところであります。

この要望については、ちょうど内閣府に関しては明日評価会議でヒアリングがある予定になっておりまして、こういったものを経て優先順位づけが行われて、実際に認められるかどうかということが決まっていく予定になっております。

以上です。

○大森委員長 御苦労様です。

どなたからでもどうぞ。御質問等はございますか。どうぞ。

○大隈委員 来年3月までに文科省へ設置認可申請とあるんですけれども、そうしますと監査法人による財産目録監査が必要になると思います。通常、学校法人で新たに設置する場合には財産目録ということで、ある一定時点でこれだけありますということで外部の会計士、普通は監査法人による財産目録監査というものが必要になるんですけれども、今回のケースというのは、そういうものは必要にはならないのでしょうか。

○高野沖縄機構事務局長 認可申請自体は私立学校法に基づく通常の私立大学の認可プロセスと同じだと理解しておりますので、そこで必要となる手続については必要になるものだと考えております。

申し訳ございませんが、必要な財産的基礎についてはきちんと書類を出して認可申請をするように文部科学省から指導を受けておりますが、その際に外部の監査人の監査まで必要なのかということについては、今手元で確認ができませんので、戻りまして、確認の上何らかの御報告ができるようにしたいと思います。

○大隈委員 通常は必要なはずだと思います。そうしますと、監査法人の選定の作業も入るかと思っておりますので、御確認をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○高野沖縄機構事務局長 承知いたしました。

※後日沖縄機構より評価委員に対し、監査が必要であり、選定作業が進められている旨の報告が行われた。

○大森委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この件は以上です。御苦勞様でございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 それでは、引き続き、北対協の件について御報告を受けます。簡潔によろしくお願ひいたします。

○荒川北対協理事 おはようございます。理事の荒川でございます。

評価委員会の皆様には、日ごろより当協会の活動に御理解と御支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日は理事長の間瀬が年1回行われております都道府県民会議代表者全国会議に出席のため、秋田市に出張しておりますので、私よりごあいさつさせていただきます。

本年度上期の当協会の事業は、現在まで年度計画に沿って予定どおり進んでおります。

啓発事業については、返還要求運動の後継者対策として青少年や教育関係者に対する啓発事業に注力しており、ここまで予定どおり事業を実施することができております。

また、交流事業については、訪問、受入事業とも関係府省の御協力を得ながら、10月末をもって無事予定どおり終了することができました。

更に融資事業においても、融資業務の遂行の中でリスク管理債権については適正に管理を行っており、計画に沿って抑制がなされております。

今年度は9月に尖閣諸島での問題が起き、また今月にはロシアの大統領の国後島訪問などと国民の間にも領土問題に対する強い関心が集まってきております。当協会としましては、今こそ全国民が一丸となって政府の外交交渉をしっかりと後押しすることが大切なことであると更に認識し、1日も早い北方四島返還の実現のためにさらなる努力を尽くす所存であります。

評価委員会の皆様におかれましても、引き続きの絶大なる御指導、御支援をよろしくお願ひします。

簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

○大森委員長 それでは、よろしくお願ひします。

○菖蒲北対協総務課長 それでは、今年度の上半期業務執行状況ということで、資料5に沿いまして説明させていただきます。

1 ページの一般管理費でございますが、これにつきましては、今期中におきまして7%の削減を行うということで順調に実施しております。

業務経費につきましては、対前年度1%の削減を行うということで、こちらについても順調に削減を行っております。

契約に関しましては、一者応札並びに一者応募に係る改善ということでございますが、こちらについても仕様書等々の見直しあるいは公告期間等を長期間とりまして、実施しているところでございます。

2 ページの後半、国民に対し提供するサービス等については、3 ページの「(1) 国民世論の啓発に関する事項」でございますが、こちらにつきましては、年100回以上適切な支援を行うという

計画をもちまして、9月末現在でございますが、32回の支援を行っております。32回につきましては、主に8月の強調月間において、47都道府県等で開催されております県民会議等の支援でございます。また、来年2月にも強調月間がございますので、そちらを中心に活動を行う予定でございます。3ページから4ページにかけては、主な支援を行ったところでございます。

4ページは県民大会等への講師派遣でございますが、こちらにつきましては、学識者や元島民等々を講師として派遣しております。9月末現在では16回ということで、年間で約40回を超える見込みであります。

5ページになりますが、都道府県推進委員全国会議というものが毎年4月に開催されております。今年度の計画の内容等を説明し協議を行っております。

その次の都道府県民会議代表者全国会議でございますが、こちらにつきましては、理事から御説明がありましたとおり、本日、秋田市において開催しております。上半期の事業の総括あるいは下半期の事業の在り方等を検討しているものでございます。

5ページのブロック幹事県担当者会議から8ページにつきましては、これらの会議の開催状況をまとめているところでございます。

8ページの後半、広く国民に北方領土問題及び返還要求運動についての理解と認識を深めるための事業でございますが、こちらにつきましては、標語を募集しているところでございまして、募集期間は5月1日から9月30日までということで、応募総数は4,200件ほどございました。本年度につきましては、若い世代に向けて何かいい方法がないかということで、従来の五・七調からキャッチコピーを募集の対象といたしました。結果として、前年度よりも約400通ほど多くの応募がありました。この応募作品につきましては、11月1日に委員会を開催し入選作品を決定いたしました。啓発カレンダー等々を12月中に作成する予定でございますので、ポスターカレンダーの方に入選した標語を入れる予定となっております。

9ページの施設整備につきましては、当協会が3施設がございまして、そのうち北方館、別海北方展望塔についての改修工事等々を行っているところでございます。北方館については来年1月、別海北方展望塔につきましては12月に完成する予定となっております。

10ページでございますけれども、返還要求運動の後継者対策を目的といたしまして、全国の青少年あるいは教育関係者等に対して啓発の事業を行っております。その内容等については、以下のとおり北方少年交流などをやっております。10ページ、11ページに実績等をまとめさせていただいております。

12ページでございますけれども、こちらの北方領土問題ゼミナールにつきましては、大学生等を中心といたしまして、研修会等を行っているところでございます。その実績等については、記載のとおりでございます。

12ページ以降につきましては、主な事業について記載しております。

17ページになりますが、当協会が中心的にやっている教育者の充実ということですが、県民会議の主導によりまして、北方領土問題教育者会議の設立を平成15年度から働きかけておりまして、

昨年度までは34県でございましたが、今年度は約半年で3県で新しく設立されまして、計37県となっております。

18ページでございますけれども、北方四島との交流事業の実施でございますが、北対協訪問事業4回、受入事業2回、専門家派遣事業、日本語講師の派遣等々につきましては既に終了しています。計画どおり実施いたしました。なお、その内容等については22ページまで記載させていただいております。

23ページになりますけれども、昨年度の10月に後継船舶の請負業者が決定いたしまして、平成24年度に運航できるように、現在サポートをやっているところでございます。

23ページの元島民等の援護等に関する事項でございますけれども、こちらにつきましても、研修会あるいは交流会の支援等を行っているところでございます。その実績につきましては、24ページから25ページにかけまして記載をさせていただいております。

続きまして、元島民等により構成される団体が実施する北方領土関連資料情報発信事業につきましても、元島民等が現在持っております資料等のデジタル化を行う事業の支援を行っております。

②でございますけれども、自由訪問、いわゆるふるさと訪問でございますが、これも予定どおり実施させていただきました。

26ページになります。こちらからは融資事業でございますが、融資制度の周知徹底ということで、こちらについても計画どおり実施させていただいております。

28ページは融資事業でございますので、リスク管理債権の管理等々がございまして、こちらについても全国預金取扱金融機関の平成20年度末平均比率である2.96%以下に抑制するというところでございます。本年度9月末現在でございますけれども、当協会としては1.77%ということで水準以下でございます。

30ページは資金需要調査の実施でございますけれども、こちらについても各種会議等で資金需要等について聞き取り調査を行い、計画の策定に向けて検討を進めているところでございます。

31ページは施設及び設備に関する計画ということで、先ほど申し上げましたとおりですので、ここは説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労様です。

概算要求についてお願いします。

○久保田北方対策本部参事官 北方対策本部の参事官をしております久保田でございます。時間も押しているようでございますので、簡潔に説明させていただきます。

23年度の北対協の概算要求でございますが、運営費交付金の算定ルールに従って積算いたしまして、昨年7月の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の改正を受けまして、政府の基本方針が4月に改定されております。この中で次世代への世論啓発あるいは後継者育成がポイントになるということで、そういった点を踏まえての要求になっております。

資料6の一般業務勘定を見ていただきますと、全体で7億400万円になっておりますが、新規要求の主なものとして①～④を挙げております。①青少年教育の充実、③元島民後継者の対策推進経

費、④次世代リーダー育成の経費ということがポイントになっております。

②ですが、北特法の改正とはまた違った事情がございます。年4回元島民の方々の墓参事業を北海道が実施しておりますが、国としてこのうちの2回分についてこれまで水産大学校あるいは国立大学の北海道大学等にお願ひしまして、船の便宜供与をしておりました。昨今船が老朽化したり、各大学の運航の計画が厳しくなってきたということで、これが難しくなっており、国の方で備船経費を要求して、民間船舶をチャーターする必要がある出てきているということで、墓参事業を安定的に実施していくためにこれを確保するというのでの予算要求でございます。

2ページは貸付業務勘定でございますが、要求額が1億6,300万円となっております。これは昨年に比べまして、若干の減額要求でございます。これは元島民あるいは後継者の方々への融資事業を行っておりますが、北対協の長期借入金利子補給の現在の利率にかんがみて、それを積算いたしまして、減額要求となっておりますのでございます。

23年度要求は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

最優秀のキャッチコピーは何だったんですか。

○菖蒲北対協総務課長 新しく決まった標語につきましては「国民の声と熱意で四島返還」でございます。

○大森委員長 何か当たり前なキャッチコピーですね。素直でわかりやすいということね。

○菖蒲北対協総務課長 はい。

○大森委員長 その方がみんなに響くということですね。

何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上とさせていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします。御苦勞様でした。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 それでは、引き続き国民生活センターにつきまして、執行状況と23年度概算要求について御説明いただきます。簡潔にお願ひいたします。

○野々山国民生活センター理事長 私は国民生活センター理事長の野々山です。本日はよろしくお願ひいたします。

平成22年度上期における国民生活センターの業務執行状況に関しては、特に私の方からは3点申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきたいと思ひます。

第1点は、消費者の安心・安全に役立つ情報の積極的な提供に努めております。昨年度に引き続きましてさまざまなテーマで情報提供を行っております。注意喚起等の件数は中期計画では年間50件を目指しておりますが、上半期だけで既に30件の情報提供を行っておりまして、これらは毎月2回記者説明会を実施しまして、新聞やテレビを通じて広く報道されているところであります。

第2点は、P I O - N E Tの刷新を行ったということでもあります。本年3月にP I O - N E Tの刷新を行ひまして、即時登録の対応あるいは全相談員への端末の配備を進めております。一方で、システム変更に伴う不具合が一部生じておりまして、改善要望も寄せられておりますので、現在、

改善を順次実施しているところであります。これについては、今後も真摯に対応していきたいと思っております。

第3点は、地方の消費者行政を支援する業務への取組みを強化しております。地方の消費者行政が拡充されたことに伴いまして、それらへの支援が重要となっております。そこで、ベテラン相談員を専門家として委嘱しまして、消費者相談の体制が脆弱な地域を巡回して指導等を行う訪問事業やP I O - N E T端末の追加配備、あるいは相談員向けの研修の全国各地の開催、相談解決のための商品テストの実施数の増加などを行いまして、引き続き相談体制強化の支援に努めているところであります。

具体的な執行状況については、古畑理事から説明させていただきます。

○古畑国民生活センター理事 それでは、平成 22 年度上半期の執行状況について概要を御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。

業務の効率化に関する目標としては、一般管理費について前年度比 3 % 以上、業務経費について前年度比 1 % 以上の経費削減を行うという目標に対し、上半期の実績としては右側の欄の業務執行状況のとおり、人件費を除く一般管理費と業務経費についてそれぞれ前年度比 97%、99%という予算額の中で効率的・効果的な予算執行に継続して努力しております。

次に人件費ですが、総人件費については5年間で5%以上の削減を行うという計画に対し、具体的には右の執行状況欄にありますように、対前年度 99%という予算額の中で実施計画予算を策定し、効率的・効果的な予算執行に努力しております。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与制度を運用しております。

給与水準につきましては、国家公務員との給与水準差等の観点から、ラスパイレス指数に基づき毎年度その引き下げに努めておりまして、この欄のとおり公表してきているところでございます。

2 ページでございます。

随意契約の見直しにつきましては、随意契約見直し計画を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分に確保し入札・契約を適正に実施しているところでございます。

保有資産の有効活用については、相模原事務所の施設の企画・管理・運營業務について市場化テストを継続実施しております。東京事務所については、品川税務署の移転に併せ消費者行政の強化につながる移転先を確保すべく情報収集を実施しているところでございます。

2からは個別事項に関する実施状況ですが、まずはP I O - N E Tの刷新等についてです。平成 22 年 4 月より運用を開始したP I O - N E TをP I O - N E T 2010 と呼んでおりますが、安定的な稼働を図るとともに消費生活センターにおける運用状況等について調査しシステムを改善するというので、消費生活センターからシステムの改善希望項目を収集し、改修に必要な開発、機器類等を調達する準備を開始し、現行の契約範囲で実施、執行できるもの、追加の契約等デュープロセスを要するものに区分し着実に実施しているところでございます。

また、P I O - N E T端末の追加配備につきましては、新規箇所への追加配備として 118 か所、214 台。既設消費生活センターへの追加貸与は 86 か所、135 台の追加配備を実施したところでご

ございます。

霞が関WANとLGWANの相互接続を利用した接続について、事前の接続確認等作業を実施しております。本年12月に接続開始予定です。

3ページでございます。

次に最新の検索技術等の動向に関する情報の収集・調査を行うということで、データマイニング技術等によってデータ入力と検索作業の負担軽減、データ精度の向上を図るべくマイニング技術及び専門家に関する情報収集を開始いたしました。

早期警戒指標の整備については、消費者庁、関係省庁、地方消費生活センター等へ定期的に情報提供しているところでございます。その正式名称といたしましては、消費生活相談早期警戒システム、略称PIO-ALERTという呼称を採用したところでございます。

③の事故情報データバンクの整備につきましては、4月1日に公開した国民向けデータベースの安定的な運用を開始しております。

消費者トラブルメール箱の運用に関しましては、情報を収集するだけでなく解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホームページ上で提供するということですが、寄せられる情報のうち重要性の高いもの25件について消費者へのアドバイスなどをホームページに掲載いたしました。

また、インターネットを活用した国民からの情報収集は当面見送られることになっています。

4ページでございます。

今年度の調査研究としては、「身の回りの危険と安全への対応」をテーマに国民生活動向調査を実施することとし、調査票を作成しております。

次に国民への情報提供の強化につきましては、冒頭理事長が申し上げましたとおり、消費者の安全・安心に役立つ情報の積極的な提供に努めているところでございますが、今年度も記者説明会を月2回以上開催し、年度上期にはこの欄に記載のとおり既に30件の情報提供を実施したところでございます。内容的には消費者取引関係17件、5ページでございますけれども、危害情報関係が4件、商品テスト関係が9件という状況です。

事業者名を含めた公表にも積極的に取り組んでおりまして、年度上期には表中にございます15件の情報提供において、事業者名を含めた公表を実施いたしました。

6ページでございます。

ホームページ等でございますが、トップページリニューアルを8月に実施いたしました。

また、緊急性の高い情報については、公表と同時に見守り新鮮情報で情報提供しております。

出版物ですが、前年度に『月間国民生活』について実施したアンケート結果を踏まえ、表中のとおり特集テーマを企画し定期刊行しております。

『月刊国民生活』については、満足度評価のアンケートを2月に実施します。

『くらしの豆知識』は年1回発行しておりますが、本年度は実施したアンケート結果を踏まえ子どもの安全を特集テーマとして9月に発行してございます。

7ページでございます。

高齢者や障害者等への情報提供につきましては、「高齢者版見守り新鮮情報」を14回、子ども版

「子どもサポート情報」を6回発行してございます。

消費者庁の行う注意喚起への協力につきましては、消費者庁、総務省と連携し「地上デジタル放送に便乗した悪質商法にあわないために」についてホームページで同時公表に協力いたしました。

次に苦情相談の充実・強化ですが、各地消費生活センターからの受け入れ相談については、専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の専門チームを組んで、難航する消費者トラブルの解決に取り組んでおります。年度上期には 3,052 件の経由相談を受け付け、事業者との交渉を実施してまいりました。

一般消費者の方からの直接相談については、年度上期には 3,880 件の直接相談を受けております。また、高齢者被害特別相談、高齢者 110 番と呼んでいますけれども、これについても実施いたしました。

土日祝日相談は年度上期には 5,048 件の相談を受け付けました。

8 ページでございます。

個人情報の取扱いに関する苦情相談については、年度上期 573 件の相談を受け付けました。

裁判外紛争解決手続の実施につきましては、年度上期には 47 件の申請を受け、和解の仲介手続を実施しております。10 月現在の申請は 89 件でございます。

関係機関との連携ですが、まず第一に消費者庁との連携として、消費者事故等については速やかに消費者庁へ通知するとともに、消費者庁と随時連絡会議を開催し情報の共有化を図ってきておるところでございます。また、消費者庁を通じ関係行政機関へ情報提供を行っているところでございます。

また、消費生活センターとの連携につきましては、P I O - N E T 運営に関する情報や早期警戒指標を消費者行政フォーラムに掲載し、「消費生活相談緊急情報」を毎月 2 回電子配信しております。

9 ページでございます。

また、使い配備された P I O - N E T 端末を活用し、「製品関連事故情報」を毎月 1 回電子配信しております。

国の行政機関との連携については、行政機関等からの P I O - N E T 情報の提供依頼に対応いたしました。上期は 849 件対応いたしました。

他の独立行政法人との連携ですが、N I T E、F A M I C 等との間で事故情報やテスト情報の共有を図るとともに、研修会等に講師を相互派遣しております。

法令照会への対応ですが、年度上期には裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体からの法令に基づく照会 312 件に対応してございます。

情報公開ですが、年度上期は 566 件の請求に対応いたしました。

研修の充実については、まず地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化ということで、消費者行政職員・消費生活相談員を対象に 41 コースを実施いたしました。また、受講者に対するアンケートを実施し、満足度評価は 5 段階評価で 4.4~4.9 をいただいております。

10 ページです。

消費生活専門相談員資格認定制度については、引き続き受験者の増加に努力し、本年度は前年度を上回る 1,580 名の受験申し込みを受け付け、第 1 次試験は 10 月 2 日に全国 23 か所で実施いたしました。

また、更新講座を開催し、更新講座受講者のうち 234 名と現職相談員 326 名、合わせて 560 名が資格更新手続を実施したところでございます。

消費者・企業向け研修への市場化テスト導入については、カリキュラムや講師の検討など所定の準備に着手しております。

次に商品テストの強化ですが、生活実態に即した商品テストの実施として、年度上期には消費生活センターからの依頼に基づく 68 件の商品テストを実施し、このうち消費者被害の未然防止・拡大防止のために 9 件を公表したところでございます。

また、重大事故に関する原因究明結果 5 件を消費者庁に情報提供いたしました。

11 ページです。

商品テストの効率的な実施につきましては、独立行政法人、研究機関、大学等関係機関との連携を強化するという事で、外部試験研究機関等にテストを委託してきております。主な事例は表中に記載のとおりです。

商品テスト実施機関の情報収集・提供については、テスト実施 262 機関に関する情報をホームページに掲載し、情報提供を行ってまいりました。

また、消費生活センター等で実施した商品テスト情報を消費生活年報に掲載して情報提供しております。

次に中核機関としての役割強化については、事業仕分けの結果も踏まえ、消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方について、幹部連絡会等において検討に着手してございます。

12 ページです。

地方公共団体に対する支援につきましては、市区町村に対し消費生活相談専門家による巡回訪問事業への参加を要請し、年度上期には 45 県、380 市町村において 458 名の相談専門家による巡回訪問を実施いたしました。

予算につきましては、平成 22 年度計画に基づき執行中でございまして、4、5、6 については該当がございません。

人事に関する計画につきましては、業務運営の効率化により、引き続き常勤職員の増加抑制に努力し、また職員を各種研修会に参加させ研鑽を図ってきております。

13 ページは特にございませぬ。

以上でございます。

○大森委員長 それでは、概算要求についてお願いします。

○林消費者庁地方協力課長 それでは、国民生活センターの平成 23 年度の予算概算要求の状況について御説明をさせていただきます。

1 枚目をごらんいただきますと、まず中期計画等で人件費を除く一般管理費については、毎年 3%以上の削減、業務経費については毎年 1%以上の削減ということになっておりますので、下の

方に書かせていただいておりますように、運営費交付金の算定ルールの中にもその分を反映させていただきまして、業務経費については1%削減をして、更に既定経費の見直しをした削減分を反映させていただいた上で、業務の内容の質の向上を図る観点から、政策係数として8.229%というものを置かせていただいて、内容の充実を図るための業務経費の額を置かせていただいております。

それから、先ほど申し上げましたように、一般管理費については3%削減という形で額を置かせていただいております。

人件費につきましては、効率化係数として1%減というものを既定分について反映させていただいた上で、本年度業務のサービスの向上を図る観点から、増員分の額を合わせて置かせていただいております。

ちょっと逆になりますけれども、1の収入のところでは、出版等の自己収入1億4,300万円余を置かせていただいております。この差額として、運営費交付金につきましては32億8,100万円余という要求内容になっております。

裏側をごらんいただきますと、その中身について書かせていただいております。先ほど申し上げました業務経費のうちのサービスの向上分のところでございますけれども、商品テストの機能強化部分として5,800万円余、研修の強化・充実というところで1,600万円余、医療機関ネットワークの新たな構築ということで5,800万円余、既定分の効率化ということで2億2,200万円余の減ということになっておりますけれども、これは先ほど国民生活センターからも御報告させていただきましたPIONEERシステムの更新に伴いまして運営経費の削減効果が出ておりまして、これが主の内容となっております。

そのほか一般管理費については、先ほどのように既定分の効率による減といったことで、23年度は総額で34億2,500万円余ということで、対前年度比で8,000万円増ということで要求をさせていただいております。

一番下の方に増員と書かせていただいております。地方消費者行政への支援の強化ということで、この増員分につきましても、商品テスト、研修といったものが主たる内容になってございます。

以上でございます。

○大森委員長 これは何人増員要求を出しているんですか。

○林消費者庁地方協力課長 総体で44名の増員要求をさせていただいております。

○大森委員長 44人出しているんですね。

○林消費者庁地方協力課長 内訳は商品テストが24名、研修が10名、情報関係業務で10名という増員要求でございます。

○大森委員長 すごい増員要求ですね。一見して認められないぐらいの増員要求が出ている。大丈夫ですか。この増員要求は何となく非常識的に聞こえるね。軽々に私が言うてはいけないんだけど、すごい要求ですね。

○林消費者庁地方協力課長 特に商品テスト分の要求は、現在、国民生活センターで地方からの依頼を受けて商品テストを実施させていただいているんですが、地方の需要に対して大体4割から5割程度にとどまっております。目標としては、地方から御依頼いただいたものについては100%お

答えできるような形の体制をとりたいというのがこの要求の背景にございまして、現員の体制の倍増といったような要求になっております。非常に大きな要求であるということは認識をしておりますけれども、地方消費者行政への支援体制として国民生活センターの体制充実を図りたいということで要求をさせていただきました。

○大森委員長 わかりました。

何か御質問等はございますでしょうか。どうぞ。

○山本委員 国民生活センターへ伺いますけれども、非常に細かい話で恐縮なんですけど、事業仕分けで随契の関係で相談員協会との関係などが指摘されていたと思います。あれは私が伺っていて、やはり歴史的な経緯もあるし、かなり特殊なので、どちらの言い分が妥当なのかよくわからなかったんですけども、少なくともそういう御指摘があって、随契のところでは何かの対応をとるとか、そういう動きは現在されておられますか。

○野々山国民生活センター理事長 事業仕分けで全相協との関係が指摘されたのは、人的関係あるいは国民生活センターの施設の中で事務所を開いている、あとは土日相談の関係であります。

人的なところについては、すべて整理をいたしました。そういうつながりというか、重なりはもうありません。

賃貸の関係については、先ほども申し上げました品川の事務所が移転の際に出て行ってもらうという形でほぼ合意ができております。

土日相談につきましては、やはり専門性あるいは費用の関係で、今、精査をしまして、今の段階ではあの形でないといけないであろうという検討をいたしております。

○山本委員 了解しました。

○大森委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○大隈委員 資料7の3ページの一番下のところなんですけれども、インターネットを活用した国民からの情報収集は当面見送られることになったとあると思うんですが、これはどういう理由からそういうふうになったのか簡潔に教えていただければと思います。

○古畑国民生活センター理事 私からお答えしてよろしいですか。庁からお答えいただけますでしょうか。3ページの消費者トラブルメール箱の運用に関し、インターネットを活用した国民からの情報収集は当面見送られることになっていきますということについてのコメントですが、どうでしょうか。

○林消費者庁地方協力課長 済みません。このところは、私も直ちに答えられる材料を持っておりません。

○古畑国民生活センター理事 こちらについては、政策的にそのようにするべきであろうというところで、消費者庁からということですね。ITインフラ的には書き込みできるようにはなっております。政策的なところと理解しております。

○大森委員長 政策的というのはあやしいですね。何かはっきりしないね。

○山本委員 確認なんですけど、事故情報データベースと消費者トラブルメール箱の整理の問題は前からありますね。だけれども、消費者トラブルメール箱をやめるのではなくて、今まで受けていた

のは続けてやると私は理解したけれども、今年度から情報収集自体をしないということに変えたんですか。これはそう受け取れますね。

○古畑国民生活センター理事 消費者トラブルメール箱の運用に関しては、従前どおり収集して運用してございます。

○山本委員 そうですよね。この書きぶりでは、先ほど大隈委員がおっしゃったような質問が出てきますね。この書きぶりがどうなのかと思います。

○古畑国民生活センター理事 表現が適切でなかったようですけれども、トラブルメール箱につきましては、従前どおり実施して、昨年以上の件数が入ってきております。

○大森委員長 だから、何が見送られたんですか。

○古畑国民生活センター理事 失礼しました。これは構成上なんですけど、事故情報データベースは、今、国の10機関のデータベースのそれぞれ一部が事故情報データベースとして入ってきているわけですけれども、それに国民が書き込むというところが、いわゆる事故情報データベースは国民がそれを見られる状況になっているわけです。国民が自由にトラブルメール箱のように書き込めるとなると、それについては事実確認はしないままになってくるわけなので、それと同列に載せるのはやはり好ましくないだろうという判断があったと私と理解しております。

○大森委員長 ほかはよろしゅうございましょうか。どうぞ。

○遠藤委員 先ほどの委員長が質問された人件費に絡む商品テストのところなんですけれども、もともとメーカーはそれぞれテストをやっているわけですね。ですから、改めてテストをしなければいけないというのは、よほど新しい何かができるときは別としても、国としてそれぞれのメーカーにこういう項目について、こういう条件で、こういうテスト方法でやった結果をちゃんといつでも出せるようにしろとか、あるいはそれを添付して発売をしろとか、我々メーカーは必ずやっているわけですから、その辺で余り大幅増員をしなくても的確な保障ができるような工夫はないんでしょうか。

○古畑国民生活センター理事 商品テストにつきましては、消費者の方が必ずしも製造者の意図したとおり、いわゆる取扱説明書に書かれているとおりに使用されていない誤使用と判断される場合でも、消費者事故というのは起きているわけでございます。私どもの実施する商品テストというのはJIS法とかJAS法にはなくて、事故があった状況を再現するような商品テスト自体の設計、つまり川上部分の設計に非常に時間がかかるところでございまして、そういうところで、製造業者さんが意図された使用方法でないことであっても、その商品をそのような扱い方をする消費者が多いという場合もございまして、そのようなところを再現するようなテストをするということで進めてきております。

○遠藤委員 もうちょっといいですか。例えばULのテストなどは隙間があったら指を突っ込むとかしますね。そういうものを行っているんです。ですから、意図しない使い方というのが事故の基なんです。そういうところがわかったら、要するにそれをちゃんとやりなさいと回すことをすれば、やらなければいけないのは絶対に出ます。しかし、どんどん減らせるのではないかということで、是非連携をとっていただきたいです。テストをすればいいというものではないので、ひとつ工夫を

お願いしたいと思います。

○古畑国民生活センター理事 了解しました。

○大森委員長 それでは、以上にさせていただきます。御苦労様でした。引き続きよろしく願いいたします。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

○大森委員長 12時になっていますけれども、もうちょっと我慢していただきたいと思います。

実は評価の基準の表し方について前回議論が出ましたので、これについて事務局から御報告がございます。

○池永政策評価広報課長 それでは、資料9-1をごらんください。

8月に開催された前回の委員会では、各法人の業務実績評価を報告していただきましたが、その際に評価基準について委員の皆様から御意見が出ました。それを御紹介したのが資料9-1ですが、それを見ると、書きぶりに工夫が必要であるとか、文言が適切かとか、全体的に甘いのではないかとといった御意見だと考えられます。

そこで、評価基準についてまた御議論をいただくというお話になったわけですが、その際、事務局の方で事実関係を整理させていただきました。参考資料4というのは関連法令等でございます。評価基準というのは、各分科会の各事業年度の業務実績評価で用いられています。参考資料4をごらんいただきますと、政令において業務評価は各分科会で処理することが規定されています。更にその政令によって、委員会が定めるところにより分科会の議決をもって委員会の議決とすることができること及び議事規則によってそれができる事項は何かということをおおきくあらかじめ委員会で議決することになっております。

参考資料5を見ていただくと、議事規則を受けた委員会の決定でございますが、各事業年度の実績評価は分科会での議決事項となっております。したがって、各事業年度の実績評価で用いる評価基準は各分科会で決めていただくことになっております。

内閣府における評価基準の策定の経緯でございますが、内閣府では国立公文書館がトップバッターでございましたので、平成14年5月に公文書館の分科会で評価基準を決定していただき、その後、分科会で実績評価をされ、それと併せて同年10月の委員会に報告がなされております。

最初、公文書館の評価基準をどうつくったかということですが、当時の記録や関係者に当たったところ、先行法人を参考にしたり、総務省ともやりとりをして決めたということで、できる限り定量的にやるとか、A、B、C、Dとか1、2、3、4といった区分をつくることの方針にしていたようです。

次に資料9-2、A3の横長のものをご覧いただきたいのですが、これは各府省の評価基準について、評価表現部分のエッセンスをまとめたものでございます。参考2におきまして、各府省の評価委員会の文言が全て出ておりますが、資料9-2におきましては、そのエッセンスということで、特に評価のところに集中して資料をつくっております。

これを見ていただきますと、各省で統一をとっているものではないということがわかります。例えば内閣府や農林水産省などでは定量的なもの、協議により評価ということで区分していますが、

それ以外の多くの省では、まとめて特に区別はしていないという違いがあったり、表現についても満足だとか達成だとか順調といった表現、評価が低いものについて改善が必要といったような指摘を表現の中に入れていたものがあります。

このように各府省では統一的ではないのですが、これを統一化しようという動きが実はございまして、参考3をご覧ください。評価基準の統一につきましては、平成19年12月に「独立行政法人整理合理化計画」という閣議決定がございまして、そこで評定区分の統一と評価基準の統一を検討するといったものが出ております。参考3は、それを受けまして、平成20年11月に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で評定区分・評価基準の統一に向けた議論がなされたときの資料でございます。

例えば4分の3と書いてあるところのページをごらんいただきますと、評定区分・評価基準の統一に向けた論点ということで、ここでは5段階の評定区分が論点として挙げられておりまして、こういう表現はどうかということで案が出されています。

統一化の動きですが、参考3の1ページに書いてございますように、「原則として平成22年度末に措置することを決定」となっております。ところが、その後、政権交代が起こりまして、昨年12月に「独立行政法人の抜本的見直しについて」という閣議決定がなされまして、先ほど申し上げた平成19年の整理合理化計画で、まだこれから検討するものにつきましては、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討ということで、原則として平成22年度末までに措置というところが、今、凍結されている状況になっております。

事務局の整理についての御報告は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

いろいろ調べていただいておりますので、この前、問題になりましたので、今日は時間が少ないですけども、でき得れば皆さん方から御意見をいただきたいと思っております。あるいはこの後でも結構でございますので、事務方に寄せていただきまして、次回ぐらいにこんなことはどうだろうかというお諮りを申し上げたらどうかということで、事務局と相談しています。

これはもともと計画が前提となっておりますので、計画を易しく書けば大幅に上回るということが出てくるんです。ですから、計画の内容の質とか達成する意欲とか水準については、私どもが余り突っ込んで議論できないんですけども、それにしても少し見渡しますと、いろんな表現の方法がございまして、内閣府の独法としてはどういうふうにすればいいかということを忌憚なく意見交換をさせていただいて、ある種のめどを立てたらどうかという趣旨でございます。

今日何かお気づきの点はございますでしょうか。どうぞ。

○山本委員 時間も少ないようなので、必要があればまた何か別の形で意見を述べますけれども、前回私からも発言した経緯もあり、一言させていただきます。この委員会では毎回確認事項として評価基準が議題とされますけれども、委員会発足から10年近く経っていると思いますが、一度も議論したことがない。それは実務的な経験が我々もないので、とりあえずこれでやってみようということで始め、余り支障もなかったのそのままの基準でやってきたということかと思っております。しかし、ある程度いろいろな実務的な事象も出てきたので、少し検討してみたらいいのではないかと。

今日この資料をつくっていただいて、ほかの府省などでも様々基準の表現があることが分かって大変参考になります。内閣府の基準については、前回の議事録が資料9-1という形で抜粋が配付されておりまして、文言が甘いという評価をされている委員の先生もいらっしゃいますが、私は内閣府の表現は甘くないと思います。肯定評価が満足のいく、その次がほぼ満足のいくという基準になっています。つまりある程度満足がいくではだめなわけで、ほぼ満足がいかないとBが見つからない。それから、Cも厳しくて、やや満足がいかないともうCなんです。かなり満足がいかないとか、相当地に満足がいかないとこのようになく、やや満足がいかないだけでもCである。あとはDしかない。

通常いろんな世論調査などで使われる指標は、肯定2段階、否定2段階なんですけれども、例えばある政策対応などについて調査する際に、評価する、どちらかといえば評価する、どちらかといえば評価しない、評価しないの4段階という、大体こういうパターンなんです。その表現と明らかに違って、内閣府の基準というのは非常に厳しい基準なんです。

私自身は文言につきこれから他府省などのものを参考にするのはよろしいと思いますけれども、基本的な考え方は維持すべきだと思います。問題は運用がそれに追いついていない事象が見受けられるのではないかと。つまり、満足いかないとこのように評価をしているかのように受け止められるけれども、その場合にB評価を一部使ってしまう。それはなぜかということ、内閣府の基準は非常に厳しいので、マイナス評価をつけるときにCとDしかない。本来はCとDの間で同じマイナス評価でも濃淡をつけなければいけない。委員の方が判断する場合に、CとDの間で濃淡をつけなければいけないのが本来この基準が前提としているところだと思いますけれども、実際の運用としてD評価というのがほとんど使われていない。これは最後の伝家の宝刀のようなもので、およそ考えられないような事態の場合にDを使うという感覚が何となくあるためにDは使えない。そうすると、CとBで濃淡をつけるということの場合によってはやらざるを得ないという現象が出ているように思います。

もしDというものが実質上使えないあるいは法人側に単なる業績の不達成ということではなくて、より有責性のようなもの、故意とか重過失とか個人なり担当者の責任を問うような感覚、評価基準に表されている以外の内容が紛れ込んで、そういう場合にのみDが使えるという感覚があるのであれば、やはりC、D以外に、マイナス評価の道具立てを少し増やさないと、Bのほぼ満足のいくというところの基準が論理的に破綻してしまいかねない。そういう現象が起きているのではないかと思います。

そうすると、他の府省が5段階、内閣府はAプラス評価は枠外なので4段階なんですけれども、滅多に起こらないけれども、何らかの問題事象がたまたま起こったときの対応において、現状では若干問題が生じているのではないかと。それが私の問題意識で、その辺を含めて対応をすることにつき検討する必要があるのではないかと思います。

済みません。長くなりました。

○大森委員長 ありがとうございます。

私どもは定量的なところの言い方と協議して定性的なときに言い方が異なっておりまして、実はこのことは各独法で自己評価するときにも使われているんです。そこで、私が気がついているのは、

各独法で今までこの基準でそれぞれ自己評価してきましたので、定量的なところは意外とはっきりしているんです。達成度ではかれますので、これはわかっているんです。

もし独法の方で自己評価するときに、自分たちは正直にこんなことを考えましたし、ここは微妙に判断が難しかったとか、率直にどんな調子でしたかということを知ってもらって、それぞれの独法のお名前は出さなくて結構ですので、課長さんの方でとりまとめていただいて、それならこんなふうにしたらどうかということを考えてくださったらどうかと思います。

それで、次回にかける前に、できればこの件について各先生方にメールで送っていただいて、こんな案でかけますけれども、いかがですかという御意見を聴取していただいたらどうか。できれば次回におおよその検討をつけてみたらどうかと思っております。

今の山本先生の御意見は非常に重要なことです。

そういうことで、少し作業をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

本日は12時15分になりましたので、終わりにいたしますが、今日どうしても御発言があれば伺いますけれども、よろしゅうございましょうか。

ほかの省庁は相当甘いと思います。これは自己評価に使っているもので、それにきちっとある種のサインが送れなければいけないと思います。

それでは、次回等についてお願いします。

○池永政策評価広報課長 今後の予定ですが、資料10をごらんください。

ただいま大森委員長から御提案がございましたように、次回の評価委員会では評価基準を御議論いただいて、大体考えをまとめていただくというお話ですが、今回は1月中旬から2月中旬ごろに開催させていただければと思っております。日程調整につきましては、後日、事務局より日程確認票をメールで送らせていただきますので、11月末まで、今月中に御返信いただければありがたいと思います。

次回の評価委員会ですが、1つ目の議題は沖縄機構の第2期の目標期間が終了いたしますので、その終了時の取扱い、仮評価についてです。沖縄機構は24年3月末に第2期中期目標期間が終了しますので、その場合ですと、23年度に仮評価をすることになっていきますので、仮評価をまず分科会で御審議いただくという進め方を委員会の方からお示いただくこととなります。仮評価や期間終了後の評価の日程につきましては、御承知のように、沖縄機構が23年秋に私学法人化され、独法として解散が見込まれていますので、それ以降の分科会及び評価委員会のタイミングは若干流動的でございます。

2つ目の議題は、先ほどから話が出ています評価基準についてでございます。事務局といたしましては、本日の御意見を精査いたしまして、また各独法からの状況も聞いたり、先生方に御意見を伺って、それらを整理したものをお出ししたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日は以上です。